

令和元年 第 10 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和元年 10 月 25 日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

令和元年10月25日(金) 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	<del>18番 春日 利一</del>
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(1名)

18番 春日 利一

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第51号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

議案第52号 駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

○ 事務局職員出席者

事務局長 竹村 正宣

次 長 大野 秀悟

主 任 出口 大悟

主 査 井上 幸代

○ 閉会

午後5時00分

午後4時40分 開会

局長 (竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和元年第10回農業委員会協議会並びに総会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長、あいさつをお願いします。

会長 (堺澤 豊君)

どうも、こんにちは。(一同「こんにちは」)

雨がよく降って、大変な荒れ模様の中お集まりをいただき、ありがとうございます。

先日12日から13日にかけての台風19号の被害で、県下それぞれ大変な被害が出ております。県の農政部の中では、やはり生活の再建が先行ということで、農業被害のとりまとめもまだできていないと。全国的には数千億円ってような数字が取り沙汰されておるんですが、さらに、まだ増えております。特に佐久、上田、それから長野、それから須坂、中野、飯山、小布施、あのあたりの被害が非常に多かったというふうにお聞きをしているわけです。農業会議の職員の皆さん、それから北信の同胞の農業委員、あるいは最適化推進委員の皆さん、被害に遭われた皆さんもおります。被害に遭われた皆さんに、まずもってお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。それと同時に、一日でも早い復興ができればいいなと思うわけですが、なかなか時間もたつ中での復興、これから寒くなる中での復興ということで大変かなあと思います。気持ちの上では少しでもお手伝いに行っておあげられたらいいのかなと、そんなふうに思っています。結局、立て込んでおってなかなか難しいのかなと、そんなふうに思っております。

県の農政部は、19号の台風の被害と、それから豚コレラの対策で機能が十分されていないというように、今、状況になっているようです。先日も農政協議会があつて、計画変更、いわゆる農振除外の関係の認可の申請をしていかなきゃなんですが、そういった業務も、これから少しずつおくれおくれになってきてしまうかなあと、そんな懸念をしておるところです。

雨がきょうは続きますので、地元の中では、やはり、果樹関係の収穫もさることながら、もう既に麦をまかないといけない時期になってきているんですが、もう過ぎているんですが、なかなか麦がまけないと、来年の作付にも一部が影響するのかなあと、それから、畑関係も雨ばかり降っているんでなかなか進んでいかないと、そんな状況の中で、ちょっと10月は余りにも天候に恵まれなかったと、そんな状況かなあというふうに思っております。

さて、本日は、農地利用の最適化に関する意見書の取りまとめを、先日、農

政部員の皆さん、2晩、真剣に協議をいただいて、原案をつくっていただいておられます。きょう、総会の中でお諮らいをして決定をしまいたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいなど。その後、市長さん、あるいは議長さんに協力要請をお願ひしてまいりたいと、そんなふうに思います。あとでまた報告をいたしますが、11日の日に5役と土地改良区の理事者さんたちの懇談会を持ちまして、その中でもいろんな御意見が出ておまして、取り上げさせていただきました。それから、それぞれの委員の皆さんからいろいろ御意見をいただきましたので、十分反映をされたかなと、そんなふうに思っております。そんなことで、協議会を先にやって、お認めをいただいて、それから総会にかけてまいりたいと、そんなふうに思いますので、よろしくお願ひします。

一言ごあいさつにさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひします。

局 長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

続きまして、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を3番 酒井一義委員、お願ひします。

3 番 (酒井 一義君)

ことしのことなんですけれども、上赤須の農業法人で耕作放棄地の解消に取り組んだということがありますので、少しその話をしてみたいと思います。

上赤須の中にもぼつぼつ耕作放棄地があるんですけれども、その中で4反歩という広い圃場が耕作放棄地ということで放置されてきて、10年以上放置されていたんですけれども、そこはリンゴの栽培がされていたんですけれども、つくっていた方が高齢で亡くなられまして、後継者もないということで、そこに全く手が入らずに放置されてしまうということがありました。ほいで、これでは幾らなんでもまずいだろうということを法人で話し合いまして、去年、ここに利用権を設定しまして、法人で取り組もうじゃないかということで始めました。そして、ことしに入って冬の間の、いうなれば耕作が余りない暇なときに何とかここを更地化しようじゃないかということで取り組みを始めまして、何しろリンゴがつくられていたところなんで針金とかが張りめぐらされて、コンクリートの支柱なんかもあったわけなんですけれども、それをまず取り除いて、それからリンゴの木を全部切り倒しまして、また重機なんかも入れて切り株の撤去、そういうことをしまして、また、そういうくずを燃やしたりして、何とか春先までにトラクターが入れるというような状況にまで持っていきました。ほいで、ここに何を作付したらいいんだろうということで、また話し合いまして、何しろ雑草が大変だろからマルチを使った耕作をしようじゃないかとい

うことで、ゴマとトウガラシの作付を行いました。しかしながら、暑くなってくると同時にものすごい雑草が出てきて、ことしの夏は本当に暑かったと思うんですけども、その暑さの中で本当に雑草取りに追われたわけです。しかしながら、何とかゴマは収穫を終えたんですけども、トウガラシの収穫は、まだまだこれからです。これ、どう考えてみても赤字で、とても採算はとれません。しかしながら、ここで放り出すわけにもいかないんで、ことしの経験を踏まえて何とか来年も続けていこうと、そんなふうを考えております。1回荒らしてしまうと、これを再生するのは大変だなあとということを身をもって知らされたところであります。来年に何とかつなげていこうと思っておりますので、また何かいい知恵とかありましたら伺わせていただきたいなあと思っております。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章、お願いいたします。〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （堺澤 豊君）

それでは、先ほど申したように協議会を先にやらせていただきますので、総会は休憩といたします。

午後3時05分 休憩

午後4時40分 再開

会 長 （堺澤 豊君）

これより令和元年10月1日付、告示第7号をもって招集した令和元年第10回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

18番 春日利一委員より欠席の旨の届け出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において16番 氣賀澤道雄委員、17番 小松由喜一委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 （出口 大悟君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせてい

たきます。

1 件でございます。

場所につきましては 2 ページ左側をごらんください。

3-1 で表示した場所になります。

市場割区、                    の西 1 筆 3,061 m<sup>2</sup>になります。

1 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は            に住んでおり農地の管理が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法 3 条 2 項に適合してございます。

以上 1 件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

1 6 番 (氣賀澤 道雄君)

ここに書いてありますように、土地の所有者は            に住んでおりました耕作することができない状況です。それで、以前から当地の売買を望んでおられましたところ、            さんから申し出があり、今回の申請になっております。農地を維持管理していくためですので、問題ないと思っています。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 48 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

異議なしと認めます。よって、議案第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)  
そうしましたら議案書 3 ページをお開きください。  
農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。  
1 件でございます。  
場所につきましては 4 ページの左側をごらんください。  
4-1 で表示した場所になります。  
町 3 区、XXXXXXXXXX の南東 395 m<sup>2</sup> になります。  
4 ページにお戻りください。  
申請目的でございますが、住宅敷地、庭となっております。  
理由でございますが、申請人は畑として耕作していたが、周囲が宅地化したことにより耕作に適さなくなってしまう、隣接者からのプライバシー保持のため植え込みをつくり住宅敷地として使用したいというものでございます。  
農振法等でございますが、第 1 種住居地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。  
以上 1 件につきまして御審議をお願いいたします。

会長 (堺澤 豊君)  
地元委員さんの補足説明をお願いします。

10 番 (堀 敏君)  
9 月の 30 日に現地確認を行いました。  
行ってみましたところ、畑ということで登録されているんですが、実際は、イチイだとかツバキだとか、そういった家庭の庭に植える樹木がもうたくさん植えられていると、そういうような状況で、とても、いわゆる野菜をつくる畑としての利用状況ではございませんでした。  
ここの備考欄に書いてございますように、すぐ隣にはもう邸宅が建たっております、とても今から農地として利用するような状況ではないということで、実情に合わせて宅地敷地にするということで、特に問題はないと思います。  
以上です。

会長 (堺澤 豊君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 49 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、  
議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)  
そうしましたら議案書の 5 ページをお開きください。  
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計 2 件でございます。

場所につきましては 6 ページの左側をごらんください。  
5-1 で表示した場所になります。

北割 1 区、                    の西 2 筆 543 m<sup>2</sup>になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。  
理由でございますが、借り受け人は現在アパート住まいであるが手狭になってきており、住宅を建築するため親の所有する当地を使用したい、貸し付け人は高齢であり農業規模を縮小したいと考え、借り受け人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和元年 10 月 3 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くに            と            ありということでございます。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 6 ページ右側をごらんください。

5-2 で表示した場所になります。

地図につきましては若干訂正がございまして、こちらの黒く塗りつぶした部分なんですけれども、道路に面した部分につきましては、道路の拡張工事の予定があるようでして、その部分も含めて黒く塗ってしまっておりますので、この黒い部分のうち 50~60 m<sup>2</sup>程度は道路の拡張工事に使用するようですので、こちらのほうだけ御承知おきください。

北割 2 区、                    の東 1 筆 500 m<sup>2</sup>になります。

5 ページにお戻りください。

こちらの申請なんですけれども、7 月の農業委員会の際に 1 度審議していた

だしている案件になります。7月の農業委員会では問題ないということで申請のほうを進めていったんですけども、農地転用の申請に係る書類の中で不足するものが出てまいりまして、そちらのほうの準備が間に合わないということでしたので、一旦取り下げさせていただくような形になりました。そちらの書類のほうも準備できたということで、今月、再度申請するというような流れになっております。

申請目的でございますが、店舗併用住宅。

理由でございますが、譲受人は現在アパート住まいであるが、住宅兼美容院を建築し定住を図るため当地を取得したい、譲渡人は借地として貸し出していたが返却され管理に困っていたため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としまして3種、上下水道管理設、近くに■■■■と■■■■ありということでございます。

計2件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

7 番 (齊藤 庄一君)

1番ですが、地図を見ていただきますと、場所は■■■■の北裏と、そして■■■■の裏側の北になります。行政区は■■■■になりますけど。■■■■さんは、昔、農業委員をやっていたみたいなんですけど、息子さんの住宅を建てたいということで話がありました。

後は、備考欄に書いてありますような形ですけども、一応問題はないと思います。

以上です。

6 番 (小原 茂幸君)

2番ですが、経緯は、そういうわけで、事務局から話がありましたように7月に提出されたものであります。

場所は広域農道の■■■■のところ、■■■■の対面になります。広域農道のところ及びここに■■■■っていう跡地がありますが、今はこれ、農業用倉庫がありましたけど更地になっております。ということで、あと、中割経塚線がずっと開通すると、ここは交通量が増えてくるものですから、右折のレーンの計画があるので、先ほどの話のように広域農道の一部の部分を道路使用するという事とお聞きしております。ということで、特に問題はないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
事務局にちょっとお聞きしたいです。2番の案件で、店舗併用住宅ですから、  
店舗がつくんで、これは駐車場も入るんですか。

主 任 (出口 大悟君)  
駐車場がございます。予定台数としては、申請書のほうには4台です。

会 長 (堺澤 豊君)  
だけど、これは施設としては駐車場っていうのも入れなきゃまずいんじゃないの。  
店舗だから、当然駐車場が要るから。

主 任 (出口 大悟君)  
わかりました。はい。

会 長 (堺澤 豊君)  
ほかに。——ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第50号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第50号 農地法第5条の規定による  
許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。  
続いて、  
議案第51号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)  
それでは議案書7ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提  
案とさせていただきます。  
農用地利用集積計画総括表をごらんください。  
まず公告年月日でございますが、令和元年の10月31日。  
期間の終期でございますが、契約期間は5年で、田んぼが4,509㎡、合計も  
4,509㎡でございます。貸し手が2で、借り手は農業開発公社のため1となり  
ます。  
8ページが利用権設定をする各筆の明細となっております、2名の土地所

有者が長野県農業開発公社に合計で3筆を貸し付けることとなります。

権利の種類につきましては、それぞれ御確認ください。

以上について御審議をお願いしまして、審査、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、9ページにあります利用配分計画にある担い手へ記載の内容で貸し付け予定でございます。御確認をよろしくお願います。

以上でございます。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

16番 (氣賀澤 道雄君)

質問なのですが、わかったら結構なのですが、利用配分計画各筆明細のところでは[REDACTED]には権利の種類で「賃貸借権設定」となっていますが、[REDACTED]さんには「使用貸借権設定」となっています。この違いの設定はどういうことで行っているか、わかったら教えてください。

主 査 (井上 幸代君)

すみません。賃貸借の金額が入っていると、これが賃貸借になって、借地料が入っていないと使用貸借になります。

16番 (氣賀澤 道雄君)

それはわかっているのですが、貸し手が1人であるわけですけれども、それに対して賃貸借と、その費用があるか、なしかってというのは、これはどういうことでこういうことになるのか、片方はお金が必要になって、片方は無償だっている、それはどういうことでこうなっているのか、わかったら教えてください。

主 査 (井上 幸代君)

貸し手のほうの方と借り手の方との相談の上だと思います。

16番 (氣賀澤 道雄君)

じゃあ相対でこう決まると、そういうことですか。相対で相談した結果でこうなったっていうことでよろしいのでしょうか。

主 査 (井上 幸代君)

この金額の相談については相対の部分になります。

会 長 (堺澤 豊君)

氣賀澤委員さん、よろしいですか。

16番 (氣賀澤 道雄君)

はい。わかりました。

会 長 (堺澤 豊君)  
貸借権の設定と使用貸借権の設定、これは貸借上の払う、払わないっていう、  
そういう話ですよ。

16番 (氣賀澤 道雄君)  
そうです。

会 長 (堺澤 豊君)  
ほかに。——ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 51 号について原案どおり可決することに御異議ござい  
ませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 51 号 農用地利用集積計画の策定  
について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。  
続いて、  
議案第 52 号 駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

農政部長 (小池 慶一君)  
先ほど協議会において駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に関する意見書  
について協議をいただきました。これについて御審議をお願いしたいというこ  
とでありますので、よろしくお願ひします。

会 長 (堺澤 豊君)  
提案理由の説明がありました。  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 52 号について原案どおり可決することに御異議ござい  
ませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 52 号 駒ヶ根市農地等利用最適化  
推進施策に関する意見書については、これを原案どおり可決・決定いたしま  
した。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。  
これにて令和元年第10回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。  
大変御苦労さまでした。  
ありがとうございました。  
午後5時00分 閉会